変更した事項
名称　和歌山本港沖南防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県和歌山下津港外港（本港沖南防波堤外端）
北緯　三四―一二―五四
東経　一三五―〇七―〇七
高さ　地上から構造物の頂部まで一六メートル　平均水面上から灯火まで一九メートル
変更年月日　平成二十七年十月二十七日

名称　千葉港東京ガスシーバース沖灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港（袖ケ浦東京ガスシーバース灯の北西方約一・〇キロメートル）
北緯　三五―二八―五八
東経　一三九―五七―四九
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十七年十月二十七日

名称　有田港東防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県東牟婁郡串本町（有田港東防波堤外端）
北緯　三三―二八―五六
東経　一三五―四四―〇七
変更した事項
光達距離　五・〇海里
光度　実効光度七八カンデラ

○海上保安庁告示第八十五号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年十二月一日から施行する。

平成二十七年十一月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二地蔵埼灯台（風向、風速）の項の次に次のように加える。

明石海峡航路中央ＡＩＳ信号所 （風向、風速）	0799―82―3040（江埼船舶通航信号所） 078―334―2177（第五管区海上保安本部） http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/akashikaikyo_center_aisss/kisyou/index.html

別表第二大阪船舶通航信号所（天気、視程、風浪）の項の次に次のように加える。

洲本沖ＡＩＳ信号所 （風向、風速、波高）	0799―82―3040（江埼船舶通航信号所） 078―334―2177（第五管区海上保安本部） http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/sumotooki_aisss/kisyou/index.html

高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十七年十月二十九日

名称　徳山出光大浦七号シーバース灯
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（大浦七号桟橋中央）
北緯　三三―五九―四六
東経　一三一―四六―五九
変更した事項
灯質　(一)　モールス符号白光　毎一三秒にＵ（・―）
(二)　光度　実効光度三〇カンデラ
(三)　光達距離　三・五海里
(四)　高さ　平均水面上から灯火まで九・一メートル
(五)　設置場所　本灯の北東方約一七〇メートル及び南西方約一八〇メートル
(六)　記事　副灯二個の灯火は、本灯に同期している。
記事　一　出光興産株式会社管理
変更年月日　平成二十七年十月三十日

○東北地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別敷地の幅員	延長
山形県最上郡舟形町舟形字西ノ前四五番一五から同町舟形字悪戸七二九番二まで	前	後	四九・三六～八八・九九メートル	〇〇・三一四キロメートル
	後		四二・一〇～八三・六九メートル	〇〇・三一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二十日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二百五十八号　桑名市多度町柚井字城之腰二五一番二から同市多度町香取字高割二七五番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十日

○近畿地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十七号及び百六十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別敷地の幅員	延長
福井県三方郡美浜町気山九四号亀牧口二〇番から同町気山三二〇号焼山二番二まで	前	後	九・三二～二一・九四メートル	〇〇・二二八キロメートル
	後		九・三二～三九・五五メートル	〇〇・二二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二十日

近畿地方整備局長　山田　邦博

その関係図面は、平成二十七年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十七号　福井県三方郡美浜町気山九四号亀牧口二〇番から同町気山三二〇号焼山二番二まで　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十一月二十日